平成２３年（フ）第５７９号
兵庫県西宮市上ケ原九番町３番32号
債務者　豊島　紀子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２８号
佐賀県鳥栖市原町1037番地９
債務者　井上　達矢
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
佐賀県多久市多久町2273番地
債務者　川原　千鶴
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
佐賀県佐賀市今宿町13番10号
債務者　森　　信行
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
佐賀県佐賀市若宮２丁目15番６号
債務者　鹿野　良昭
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
宮崎県延岡市祇園町２丁目３番地６
債務者　児玉　信子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５号
沖縄県宮古島市平良字荷川取276番地１　ひまわりコーポＡ―101
債務者　東　　明美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根746番地１　竹原アパートＡ―301
債務者　佐和田弓子（旧姓福里）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第５１号
岩手県花巻市石鳥谷町南寺林第５地割147番地１　高橋一光貸家　７号室、前住所岩手県花巻市石鳥谷町江曽第５地割83番地１
債務者　菊池　定幸
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６０号
宮城県白石市沢端町３番21―５号
債務者　佐久間秀明
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３９６号
千葉県松戸市二ツ木112番地の１　ルネサンスアベニュー北小金209号
債務者　安部孝之助
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９７号
千葉県松戸市松戸新田448番地の18　ベルサーチ壱番館106号
債務者　山中美知子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０７号
千葉県柏市大井1835番地17　コーポグリーンヒル205号
債務者　浦川マリ子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４１４号
千葉県流山市青田476番地の９
債務者　松川　深雪
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２０号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目10番27号
債務者　森　　美惠
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４３０号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地　常盤平公団住宅Ｅ街区18棟402号
債務者　石橋日出子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４３４号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目７番21―３号　ピアファイブＣ―106号
債務者　柴原　善和
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部